

(4) 再委託等に係る手続の適正化の推進

勸告	説明図表番号
<p>国が試験、研究、調査、システム開発等を委託する場合、不適切な再委託により経済的合理性や効率性を損なうことのないよう、18年8月財務大臣通知等において、契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託することが禁止されるとともに、契約の相手方が再委託を行う場合には、国は、あらかじめ再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力等について審査し、承認を行うなどとされている。</p> <p>今回、18府省の計251会計機関において平成23年度から24年度上半期までに締結された契約案件について、再委託又は再請負（以下「再委託等」という。）に係る手続の実施状況について調査した結果、以下のような状況がみられた。</p>	<p>表2-(4)-①、②</p>
<p>ア 再委託等に関する事項の適切な設定等</p> <p>再委託等に関する禁止事項や承認手続等について、契約書、仕様書、入札説明書及び入札公告（以下「契約書等」という。）への記載状況をみると、次のとおり、それらの事項が適切に設定されていないなどの例がみられた。</p> <p>(ア) 再委託等に関する事項を適切に設定していない、又は同事項の記載が不十分な例（14府省計34会計機関）</p> <p>複写機等の保守業務やシステム開発業務等に係る契約において、契約書等のいずれにも、i) 業務の再委託等に関する事項の記載が全くない例、ii) 再委託等の承認手続を明確にするような記載がないなど記載が不十分な例がみられた。</p> <p>また、これらの中には、実際に、契約の相手方の独断で業務の全部を一括して再委託等が行われているものもみられた。（1府省計2事例）</p> <p>一方、各府省の中には、不適切な再委託等の発生の未然防止に資するため、契約の相手方が負う義務を再委託等の相手方等にも遵守させるなどの内容を盛り込んだ契約条項を定めるなど、再委託等に関する事項の設定内容等に工夫を加えている例がみられた。</p> <p>(イ) 再委託等の相手方、金額等を仕様書で指定している例（1府省1事例）</p> <p>施設の維持管理業務に係る契約において、雪囲いの撤去・設置という特定の者に再委託等を行う必要がないと考えられる業務について、再委託等を行うこと、再委託等の相手方及び再委託等の金額をあらかじめ仕様書において指定している例がみられた。</p>	<p>表2-(4)-ア-①～④</p> <p>表2-(4)-ア-① （再掲）</p> <p>表2-(4)-ア-⑤</p> <p>表2-(4)-ア-⑥</p>
<p>イ 再委託等の承認に係る審査の適正な実施</p> <p>再委託等の承認に係る審査の実施状況については、次のとおり、適正に実施する必要があると考えられる例がみられた。</p> <p>(ア) 審査を経ず再委託等が行われているなどの例（5府省計18事例）</p> <p>施設の維持管理業務、会議等の運營業務等に係る契約において、i) 契約の</p>	<p>表2-(4)-イ-</p>

<p>相手方からは再委託等の承認申請がなされたにもかかわらず審査を実施しておらず、実際に承認のないまま再委託等が行われているもの、ii) 契約の相手方から承認申請がなく、実際に承認のないまま再委託等が行われているものなど、審査を経ず再委託等が行われているなどの例がみられた。</p>	<p>①、②</p>
<p>(イ) 審査の質が十分に確保されていないと考えられる例（4府省計13事例）</p> <p>機器の設置等業務、調査分析業務等に係る契約において、i) 再委託等の金額など審査を行う上で重要な情報について十分に把握しないまま承認している、ii) 「業務の主たる部分」と考えられる部分について再委託等の承認申請がなされているにもかかわらず、客観的かつ具体的な根拠によらずこれを承認しているなど、審査の質が十分に確保されていないと考えられる例がみられた。</p>	<p>表2-(4)-イ-③、④</p>
<p>一方、各府省の中には、審査の質を確保するため、i) 仕様書において再委託等をしてはならない「業務の主たる部分」についてその具体的な内容を指定しているもの、ii) 規程において原則再委託等が可能な金額の上限を定めているものなど、再委託等に関する事務手続等に工夫を加えている例がみられた。</p>	<p>表2-(4)-イ-⑤</p>
<p>再委託等については、不適切な再委託等が行われることを防止するため、各府省において、審査、承認等を適正に実施することが重要であると考えられる。</p>	
<p>【所見】</p>	
<p>したがって、関係府省は、再委託等に係る手続の適正化を一層推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>① 再委託等に関する事項（禁止事項、承認手続等）について、契約書等において適切に設定すること。（内閣府、宮内庁、国家公安委員会（警察庁）、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）</p>	
<p>また、特定の者に再委託等を行う必要がないと考えられる業務について、あらかじめ再委託等の相手方、金額等を指定しないこと。（環境省）</p>	
<p>② 再委託等の承認に係る審査について、適正に実施すること。（宮内庁、国家公安委員会（警察庁）、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）</p>	

表 2 - (4) - ① 「公共調達¹の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知)

<抜粋>

2. 再委託の適正化を図るための措置

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託（委託費によるもののほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が 100 万円を超えないものを除く。）する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、次に掲げる取扱いにより、その適正な履行を確保しなければならない。

なお、競争入札による委託契約についても、再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。

(1) 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

(2) 再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

① 再委託を行う合理的理由

② 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力

③ その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

(3) 履行体制の把握及び報告徴収

① 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。

② 委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 2 - (4) - ② 「随意契約の方法による委託契約に関する事務の取扱いについて」(平成 17 年 2 月 25

日付け財計第 408 号財務省主計局長通知) <抜粋>

1. 随意契約の方法による委託契約に関する事務の取扱い

国が随意契約の方法により試験、研究、調査、システム開発等の行為を委託（委託費によるもののほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が100万円を超えないものを除く。）する場合について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなどその適正な履行を確保するため、各省各庁において随意契約の方法による委託契約を締結するに当たっては、下記により取り扱われたい。

(1) 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するにあたって、委託契約の全部を一括して再委託することを

禁止すること。

(2) 委託契約の履行における再委託の承認

委託契約の適正な履行を確保するため、委託契約の相手方が委託契約の履行において再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面（以下「再委託に関する書面」という。）を提出し、契約担当官等による承認を受けることを義務付けること。

(3) 再委託の変更の承認

再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、同様に契約担当官等による承認を受けることを義務付けること。

(4) 再委託の承認及び再委託の変更の承認に当たって留意すべき事項

契約担当官等は、再委託の承認及び再委託の変更の承認（以下「再委託の承認等」という。）に当たっては、

- ① 再委託を行うことが合理的であるか。特に、業務の大部分を再委託する場合に、合理的な理由及び必要性があるか。
- ② 再委託の相手方が、再委託契約を履行する能力を有する者であって、委託契約の確実な履行が確保されるものであるか。
- ③ 再委託を行うことにより、随意契約によることとした理由に矛盾や疑念を生じるものではないか。
- ④ その他各省各庁において必要と認められる事項。

について留意すること。なお、上記③に関して、特に特殊な技術、ノウハウ等を有することから競争を許さないものとして随意契約を行った場合には、再委託の承認等は慎重に行う必要があることに特に留意すること。

(5) 委託契約の履行において再委託の承認を行った場合には、委託契約の相手方に対し、再委託の相手方及び再委託の相手方が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）の提出を受け、委託契約の履行体制の把握をしなければならない。また、履行体制に関する書面の内容を変更する必要が生じた場合には、遅滞なく契約担当官等に変更の届出をすべきことを義務付けること。

また、契約担当官等は、履行体制に関する書面の提出又は変更の届出を受けた場合において、委託契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、委託契約の相手方に対し報告を求める等必要な措置を行うこと。

2. その他

(1) (略)

(2) 各省各庁の実情に応じ、この通知の取扱いについては、異なるところのある取扱いを行うことができる。なお、この場合においても、この通知の内容を実質的に充足するものでなければならない。

(3) (略)

(4) 一般競争入札及び指名競争入札の方法による委託契約その他この通知による措置が適用されない委託契約についても、再委託の承認等必要な措置を定めるなどその適正な履行の確保に努められたい。

(注) 下線は当省が付した。

表 2 - (4) - ア - ① 再委託等に関する事項を適切に設定していない、又は同事項の記載が不十分な例①

機関等名	厚生労働省（中国四国厚生局）	
契約案件名	A社製複写機等保守	
	[平成 23 年度]	[平成 24 年度]
契約方式	一般競争契約	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者	民間事業者
契約日	平成 23 年 4 月 26 日	平成 24 年 4 月 2 日
契約金額（税込）	130,420 円（月間予定総金額）	96,159 円（月間予定総金額）
応札者等数	1 者	1 者
概 要	<p>（説明）</p> <p>中国四国厚生局では、平成 23 年度及び 24 年度において、同局の使用する複写機等の保守業務に係る契約について一般競争入札により調達を実施している。</p> <p>本契約業務は、同局が複写機等を設置する管内 5 か所（本局（広島市）、鳥取事務所（鳥取市）、島根事務所（松江市）、岡山事務所（岡山市）及び山口事務所（山口市））に、技術員を定期的に派遣し、点検及び調整を行うものである。</p> <p>本契約に係る契約関係書類（契約書、仕様書、入札説明書及び入札公告）をみると、同局では、いずれの書類においても再委託等に関する記載をしておらず、再委託等に関する禁止事項（業務の全部を一括した再委託等の禁止等）等が明示されていない状況であった。</p> <p>これについて、同局では、本契約に係る契約書において再委託等に関する条項を設定すべきであったが、漏らしてしまったとしている。</p> <p>実際に、本契約業務については、同局管内の 5 県が履行場所となっているが、契約の相手方（保守代理店）のサービス拠点が広島県以外になく、契約を履行することが不可能であったとして、契約の相手方からメーカー系列の保守会社に、広島県分を含む業務の全部を一括した再委託等が行われていたにもかかわらず、同局において再委託等に関する承認申請書の提出を受けた実績はなく、平成 23 年度及び 24 年度の 2 か年度とも審査を経ず再委託等が行われている。</p> <p>これについて、同局では、契約の相手方が全ての保守業務を行っているとの認識であったとしており、次年度の契約についてどのように実施するか改めて検討したいとしている。</p>	

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (4) - ア - ② 再委託等に関する事項を適切に設定していない、又は同事項の記載が不十分な例②

機関等名	国家公安委員会（警察庁長官官房会計課）
契約案件名	画像照合用資機材の高度化
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成 24 年 8 月 23 日
契約金額（税込）	18,900,000 円
応札者等数	2 者
概要	<p>（説明）</p> <p>警察庁では、平成 24 年度において、既設の画像照合用資機材（注）に対し、新たに重要度の高い資料を取り扱うための照合エンジンの更新及び必要となるセキュリティ強化措置の改修に係る契約について、一般競争入札により調達を実施している。</p> <p>（注）防犯カメラ等で撮影された人物の顔画像と別に取得した被疑者の顔画像とを照合し、両者が同一人物であるかどうかを識別するシステムをいう。</p> <p>本契約に係る契約関係書類（契約書、仕様書、入札説明書及び入札公告）をみると、同庁では、いずれの書類においても、業務の全部を一括した再委託等の禁止や再委託等を行う場合の承認手続といった再委託等に関する事項について、何ら記載していない状況であった。</p> <p>本件契約において改修を行う画像照合用資機材は捜査に使用するシステムであることから、契約上知り得た事項については、その取扱いについて特段の注意が必要と考えられ、実際、同庁における他の契約案件（「APR形警察移動通信システム警察本部設備用制御装置保守委託」、「特殊詐欺等対策支援システム調査研究」等）においては、仕様書上、再委託等の相手方に対しても契約の相手方と同等の守秘義務を負わせるなどの事項が盛り込まれている。このことから、本件についても、契約の適正な履行を確保するため、再委託等の相手方等にも、契約上知り得た事項について守秘義務を負わせることを担保するような事項を契約書等に盛り込むことが必要であると考えられる。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (4) - ア - ③ 再委託等に関する事項を適切に設定していない、又は同事項の記載が不十分な例③

機関等名	文部科学省（大臣官房会計課）
契約案件名	文部科学省ホームページ用コンテンツの作成及びコンテンツの維持管理等業務
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成 23 年 4 月 1 日
契約金額（税込）	30,923,917 円
応札者等数	1 者
概要	<p>（説明）</p> <p>文部科学省では、平成 23 年度において、同省ホームページに掲載するコンテンツの作成、検証、登録等の一連の作業を行うとともに、既にホームページに掲載されているコンテンツの維持管理作業等を行う業務に係る契約について、一般競争入札により調達を実施している。</p> <p>本契約に係る契約書及び文部科学省製造請負契約基準をみると、業務の全部を一括した再委託等の禁止、業務の一部を再委託等する場合の承認手続、再委託等の相手方等にも契約上知り得た事項について守秘義務を負わせることを担保するような事項については、それぞれ明示的に記載されている。しかし、再委託等の相手方から更に他者に再々委託等が行われる場合の手続や、再委託等の相手方等の行為に係る責任を契約の相手方が負うことについて、それぞれを明確にするような記載はみられない。</p> <p>なお、契約書以外の契約関係書類（仕様書、入札説明書及び入札公告）においてもこれらの事項を明確にするような記載はみられない。</p>

（注）当省の調査結果による。

表2-(4)-ア-④ 再委託等に関する事項を適切に設定していない、又は同事項の記載が不十分な例④

【総括表】

事例の態様	府省数	会計機関数
○ 再委託等に関する事項を適切に設定していない例		
i) 再委託等に関する事項の記載が全くみられないもの	9府省	17会計機関
○ 再委託等に関する事項の記載が不十分な例		
ii) 再委託等が行われる場合の承認手続を明確にするような記載がみられないもの	4府省	5会計機関
iii) 再委託等の相手方等に契約上知り得た事項についての守秘義務を負わせることを明確にするような記載がみられないもの	10府省	10会計機関
iv) 再々委託等が行われる場合の手続を明確にするような記載がみられないもの	10府省	13会計機関
v) 再委託等の相手方等の行為に係る責任を、契約の相手方が負うことを明確にするような記載がみられないもの	13府省	16会計機関
合計	14府省	34会計機関

(注)1 当省の調査結果による。

2 「府省数」及び「会計機関数」の「合計」欄は、「事例の態様」欄において同じ府省又は会計機関が計上されている場合があるため、【個別表(事例の態様別)】において計上した数の合計と一致しない。

【個別表(事例の態様別)】

i) 再委託等に関する事項の記載が全くみられないもの

府省名	機関名	契約案件名	契約方式	契約日
宮内庁	長官官房主計課	廃棄物処理	指名競争契約	平成24年4月2日
国家公安委員会 (警察庁)	長官官房会計課	画像照合用資機材の高度化	一般競争契約	平成24年8月23日
	中国管区警察局	平成24年度職員健康診断業務委託	一般競争契約	平成24年6月18日
法務省	麓刑務所	平成24年度臨床検査業務委託	一般競争契約	平成24年4月2日
	公安調査庁	複写機保守(※)	競争性のない随意契約	平成23年4月1日
外務省	大臣官房会計課	『『外交青書(閣議版及び市販版)』印刷・製本』業務委嘱	一般競争契約	平成23年12月15日
厚生労働省	中国四国厚生局	医師等国家試験監督員等業務請負契約	一般競争契約	平成23年12月9日
	北海道労働局	平成24年度北海道労働局荷造運送業務委託契約	一般競争契約	平成24年4月2日
	新潟労働局	平成24年度駐車場整理業務委託契約(新発田公共職業安定所、新津公共職業安定所及び巻公共職業安定所)	一般競争契約	平成24年4月2日
	熊本労働局	「くまもと福祉ワークフェア2012」に係る新聞広告及び会場設営等の業務委託	一般競争契約	平成23年12月20日
農林水産省	動物医薬品検査所	平成24年度汚水処理施設保守管理業務	一般競争契約	平成24年4月2日
	佐賀地域センター	一般定期健康診断等業務請負単価契約	一般競争契約	平成24年8月24日
	林野庁	森林国営保険各種用紙の印刷等及び梱包・発送業務	一般競争契約	平成24年2月24日
国土交通省	関東地方整備局(総務部 経理調達課)	巡回カウンセリング等業務(平成24年度)	一般競争契約	平成24年4月12日
	中国運輸局	デジタル複合機等保守契約	一般競争契約	平成24年4月2日
環境省	大臣官房会計課	平成23年度環境省職員等健康診断実施業務	一般競争契約	平成23年8月23日
防衛省	中国四国防衛局	会計実地検査書類運搬業務	一般競争契約	平成24年6月13日
9府省	17会計機関			

(注)1 当省の調査結果による。

2 当省が調査した契約案件のうち、該当する案件の中から、1会計機関につき1案件を記載した。

3 契約案件名の後に付けた「(※)」印は、翌年度以降に締結した本件と同一の契約において、契約書等に再委託等に関する事項を設定していることを表す。

ii) 再委託等が行われる場合の承認手続を明確にするような記載がみられないもの

府省名	機関名	契約案件名	契約方式	契約日
内閣府	大臣官房会計課	荷物等の配送業務	一般競争契約	平成23年4月1日
法務省	公安調査庁	平成24年度韓国語委託研修	一般競争契約	平成24年7月17日
文部科学省	大臣官房会計課	研究交流センター施設の電気及び機械設備等の保全管理業務	一般競争契約	平成23年4月1日
	文化庁	「発掘された日本列島2012展」実施に係る業務	企画競争による随意契約	平成24年4月9日
農林水産省	水産庁	水産庁語学研修(韓国語、中国語及びロシア語)業務	一般競争契約	平成24年4月6日
4府省	5会計機関			

(注)1 当省の調査結果による。

2 当省が調査した契約案件のうち、該当する案件の中から、1会計機関につき1案件を記載した。

iii) 再委託等の相手方等に契約上知り得た事項についての守秘義務を負わせることを明確にするような記載がみられないもの

府省名	機関名	契約案件名	契約方式	契約日
内閣府	大臣官房会計課	野口英世アフリカ賞医学研究分野推薦委員会の運営	競争性のない随意契約	平成24年4月2日
宮内庁	長官官房主計課	皇居西地区機械設備その他点検保守ほか	不落・不調による随意契約	平成24年4月2日
国家公安委員会(警察庁)	長官官房会計課	警察地理情報システム保守委託	一般競争契約	平成24年4月2日
復興庁	予算・会計班	復興庁本庁警備業務	競争性のない随意契約	平成24年4月1日
法務省	大臣官房会計課	「平成23年度司法書士試験における試験問題等」印刷請負業務	一般競争契約	平成23年4月15日
外務省	大臣官房会計課	在外公館長に対する公邸料理人候補者の紹介及び公邸料理人の渡航等に関する各種支援業務	企画競争による随意契約	平成24年4月2日
農林水産省	林野庁	森林保険業務システムに係る改修等業務	一般競争契約	平成24年5月1日
国土交通省	土地・建設産業局	平成24年度都市部官民境界基本調査に係る監督補助業務	一般競争契約	平成24年5月23日
環境省	大臣官房会計課	平成23年度環境影響評価信頼性確保に係る研修等業務	一般競争契約(総合評価落札方式)	平成23年9月30日
防衛省	経理装備局会計課	防衛省市ヶ谷地区見学者案内等役務	一般競争契約	平成24年4月2日
10府省	10会計機関			

(注)1 当省の調査結果による。

2 当省が調査した契約案件のうち、該当する案件の中から、1会計機関につき1案件を記載した。

iv) 再々委託等が行われる場合の手続を明確にするような記載がみられないもの

府省名	機関名	契約案件名	契約方式	契約日
内閣府	大臣官房会計課	平成24年度「世界青年の船」事業支援業務	一般競争契約	平成24年7月9日
宮内庁	長官官房主計課	皇居東御苑伝統的木造建築物詳細調査診断業務	公募による随意契約	平成24年8月29日
国家公安委員会(警察庁)	長官官房会計課	PSD形移動データ通信システム保守委託	不落・不調による随意契約	平成24年4月6日
消費者庁	総務課	諸外国における消費者の財産被害事案に係る行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策に関する調査	一般競争契約(総合評価落札方式)	平成24年4月26日
法務省	大臣官房会計課	運送取引の実態についての調査研究業務	一般競争契約(総合評価落札方式)	平成24年8月9日
文部科学省	大臣官房会計課	文部科学省ホームページ用コンテンツの作成及びコンテンツの維持管理等業務	一般競争契約	平成23年4月1日
厚生労働省	職業安定局雇用保険課	厚生労働省上石神井庁舎の管理・運営業務一式	一般競争契約	平成24年4月2日
国土交通省	土地・建設産業局	平成24年地価調査業務	企画競争による随意契約	平成23年4月1日
環境省	大臣官房会計課	平成24年度除染関連事業支援等業務	企画競争による随意契約	平成24年4月1日
	総合環境政策局	平成24年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(青森県青森市情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業)委託業務	一般競争契約(総合評価落札方式)	平成24年4月6日
	地球環境局	平成23年度環境研究総合推進費「クマ類の個体数推定法の開発に関する研究」による研究委託業務	企画競争による随意契約	平成23年5月2日
防衛省	経理装備局会計課	冷凍機設備点検保守役務	一般競争契約	平成23年6月24日
	地方協力局	実弾射撃訓練の移転(東富士)に伴う輸送等役務	一般競争契約	平成23年5月11日
10府省	13会計機関			

(注)1 当省の調査結果による。

2 当省が調査した契約案件のうち、該当する案件の中から、1会計機関につき1案件を記載した。

v) 再委託等の相手方等の行為に係る責任を、契約の相手方が負うことを明確にするような記載がみられないもの

府省名	機関名	契約案件名	契約方式	契約日
内閣府	大臣官房会計課	面接による世論調査業務	一般競争契約	平成24年4月18日
宮内庁	長官官房主計課	皇室用財産総合耐震劣化診断業務	一般競争契約	平成23年11月9日
国家公安委員会 (警察庁)	長官官房会計課	警察総合捜査情報システム業務プログラム	一般競争契約	平成24年5月16日
消費者庁	総務課	複写機(高速機)の賃貸借及び保守等業務(18台分)	一般競争契約	平成24年4月2日
復興庁	予算・会計班	復興庁本庁事務室の清掃業務	競争性のない随意契約	平成24年4月2日
総務省	大臣官房会計課	特定電子メール等送信適正化業務(再度公告)	一般競争契約	平成23年4月1日
法務省	大臣官房会計課	中央合同庁舎第6号館警備業務及び受付案内業務	一般競争契約	平成23年9月21日
外務省	大臣官房会計課	「国賓、公賓又は公式実務訪問賓客等の迎賓館赤坂離宮における接遇のためのケータリングサービス」業務委嘱	指名競争契約	平成24年4月2日
文部科学省	文化庁	文化遺産オンラインのデータ管理及びシステム運用管理業務	一般競争契約	平成24年4月2日
厚生労働省	職業安定局雇用保険課	平成24年度高校生に対する就職ガイダンス	一般競争契約	平成24年4月17日
農林水産省	消費・安全局	平成24年度牛肉トレーサビリティ業務委託事業(DNA鑑定及び照合用サンプル保管)	一般競争契約	平成24年4月6日
	林野庁	平成23年度国際森林年推進事業(国際森林年国内委員会事務局業務)	一般競争契約(総合評価落札方式)	平成23年4月11日
	水産庁	平成24年度国際漁業・輸入管理強化推進事業のうち科学オペレーター調査分析事業	一般競争契約(総合評価落札方式)	平成24年4月2日
国土交通省	大臣官房会計課	日ミャンマー交通運輸技術連携セミナー実施運営業務	一般競争契約	平成24年8月15日
	海上保安庁	国土交通省青海総合庁舎清掃	一般競争契約	平成24年4月2日
防衛省	経理装備局会計課	消防設備補修	一般競争契約	平成24年2月7日
13府省	16会計機関			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当省が調査した契約案件のうち、該当する案件の中から、1会計機関につき1案件を記載した。

表2-(4)-ア-⑤ 不適切な再委託等の発生の未然防止に資するため、再委託等に関する事項の設定内容等に工夫を加えている例

No.	案件名等	事例の概要等
1	①公正取引委員会 LANシステム 運用支援業務 ②公正取引委員会 (事務総局官房 総務課会計室) ③民間事業者 ④5者	<p>本契約に係る契約書において、再委託等に関する事項として、禁止事項や承認 手続に加え、表1のとおり、不適切な再委託等の発生の未然防止に資するような 条項を盛り込んでいる。</p> <p>表1 契約書における再委託等に関する規定内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(再委託の禁止)</p> <p>第4条 乙は、本契約の全部を第三者（以下「再委託者」という。）に委託し てはならない。</p> <p>2 乙は、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約 の一部を再委託者に委託することができる。この場合、乙は、あらかじめ再 委託者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額につ いて記載した書面を甲又は甲の指定する者に提出し、甲の承認を受けなけれ ばならない。</p> <p>なお、乙は、甲から承認を受けた内容を変更しようとするとき又は再委託 者が更に再委託する場合についても同様に甲の承認を受けなければならない。 <u>い。</u></p> <p>3 乙は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託 者の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。</p> <p>4 乙は、この契約の一部を再委託するときは、この契約を遵守するために必 要な事項について、<u>本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。</u></p> </div> <p>(注) 1 公正取引委員会の資料に基づき、当省が作成した。 2 甲とは支出負担行為担当官を、乙とは契約の相手方を表す。 3 下線は当省が付した。</p> <p>また、契約書のみならず、仕様書においても、表2のとおり、再委託等に関す る承認手続や、再委託等の相手方における情報セキュリティ体制を担保する事項 を盛り込んでいる。</p> <p>表2 仕様書における再委託等に関する規定内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>6 セキュリティについて</p> <p>(9) 再請負に関する事項</p> <p>本調達に係る業務の一部を他の事業者にも再請負しようとする場合は、契 約業者は当委員会に対し申請を行い、あらかじめ許可を受けること（再請 負が許可される場合は、契約業者に求めるものと実質同水準の情報セキュ リティを確保する措置が担保されていると判断できる場合に限る。）。</p> </div> <p>(注) 同委員会の資料に基づき、当省が作成した。</p>
2	①本邦金融機関、 国際協力銀行及 び日本貿易振興 機構等の連携に による中堅・中小 企業のアジア地 域等への進出支 援体制の整備・ 強化に関するリー フレットの集	<p>本契約に係る契約書において、再委託等に関する事項として、禁止事項や承認 手続に加え、下表のとおり、不適切な再委託等の発生の未然防止に資するよう な条項を盛り込んでいる。</p> <p>表 契約書における再委託等に関する規定内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(委託、委任等の禁止)</p> <p>第7条 丁は、本業務の全部を一括して委任し、又は請け負わせてはならない。 2 丁は、本業務の一部を、第三者に委託又は委任（以下「再委託等」という。） してはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名、再委 託等を行う業務の範囲、再委託等の必要性及び契約金額について記載した書 面を甲等に提出し、甲等の書面による承認を得た場合は、丁は、甲等が承認</p> </div>

	<p>荷、梱包、配送業務</p> <p>②金融庁（総務企画局総務課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④5者</p>	<p>した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託等させることができる。</p> <p>3 前項ただし書きにより甲等が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、<u>丁は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。</u>その後承認を得た第三者についても、同様とする。</p> <p>4 丁は、<u>業務の一部を再委託先（以下「当該再委託先」という。）から、さらに第三者に委託させる場合には、甲等に対し、当該第三者の商号又は名称、所在地、当該再委託先の名称、当該再委託先から委託を行う理由、当該再委託先から委託を行う業務の内容・範囲等を記載した書面を提出し、甲等の書面による承認を受けなければならない。</u></p> <p>5 本条第2項ただし書きにより甲等が承認した場合には、丁は、<u>本業務に関して丁が甲等に対して負う義務を、承認を得た第三者にも遵守させる責を負うものとし、丁は、甲等に対して、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。</u></p> <p>(注) 1 金融庁の資料に基づき、当省が作成した。 2 甲等とは支出負担行為担当官を、丁とは契約の相手方を表す。 3 下線は当省が付した。</p>
3	<p>①訪日外国人2,500万人時代における出入国審査の在り方に係る調査・研究</p> <p>②法務省（大臣官房会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④3者</p>	<p>本契約に係る仕様書において、再委託等に関する事項として、禁止事項や承認手続に加え、下表のとおり、不適切な再委託等の発生の未然防止に資するような事項を盛り込んでいる。</p> <p>表 仕様書における再委託等に関する規定内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第4 本調達における業務の再委託</p> <p>1 本件の受託者は、この契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせないこと。ただし、契約の主要な部分を除く補助的な業務について、受託者があらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、当局の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>なお、再委託先については、企画競争参加資格をもたない事業者とすることも可能とする。</p> <p>2 受託者は、<u>再委託先の行った業務についてすべての責任を負うこと。</u>また、受託者は再委託先に対して、<u>機密保持を含め、本企画競争仕様書第6及び第7の各項と同等の義務及び情報セキュリティ対策を定める義務を負う旨を定めるものとし、本調達の受託者及び再委託先の事業者間の契約においてその旨定めること。</u></p> <p>3 受託者は、再委託先の事業者に対して、<u>定期的又は必要に応じて、作業の進捗よく状況及び再委託先における情報セキュリティ対策の実施状況を確認し、当局に報告させるなど、再委託先の事業者に対する監督を適切に行うこと。</u></p> </div> <p>(注) 1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。 2 本企画競争仕様書第6「情報セキュリティに関する条件」においては、情報セキュリティ確保のための体制の整備等の事項が、第7「機密保持」においては、契約上知り得た秘密について目的外利用の禁止等の事項が記されている。 3 下線は当省が付した。</p>
4	<p>①平成24年度条約難民等に対する日本語教育事業</p> <p>②文部科学省（文化庁）</p>	<p>本契約に係る契約書において、再委託等に関する事項として、業務の全部を一括した再委託等の禁止や承認手続等に関する条項を盛り込むのみならず、表1及び表2のとおり、仕様書においても同内容を規定するとともに、公告においても業務の全部を一括した再委託等の禁止等を明示し、応募者等が再委託等を行う場合の留意点について注意喚起している。</p>

<p>③公益法人 ④1者</p>	<p>表1 仕様書における再委託等に関する規定内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4 留意事項 (4) 委託契約 本件企画競争を経て選定された受託者と文化庁が締結する委託契約には下記の諸規定が明記されることに留意すること。 ① 受託者は、支出負担行為担当官との委託契約を履行するにあたって、<u>委託事業の全部を第三者に委託してはならない。</u> ② 受託者は、支出負担行為担当官との委託契約履行において、本件契約の一部を第三者に委託しようとする場合は、<u>再委託先の住所、氏名、再委託を行う事業の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）</u>が記載された書面を提出し、<u>支出負担行為担当官の承認を受けなければならない。</u> ③ 受託者は、前項による再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて再委託に関する事項が記載された書面を提出し、支出負担行為担当官の承認を受けなければならない。 ④ 支出負担行為担当官が、本件契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。</p> <p>(注) 1 文化庁の資料に基づき、当省が作成した。 2 下線は当省が付した。</p> </div> <p>表2 公告における再委託等に関する規定内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>9. その他 (1) 当該委託業務のすべて又は主たる部分を再委託することはできない。 (2) (略)</p> <p>(注) 1 同庁の資料に基づき、当省が作成した。 2 下線は当省が付した。</p> </div>
<p>5 ①数理統計システムのサーバ系業務システムに係る運用管理業務 ②厚生労働省（年金局事業企画課） ③民間事業者 ④1者</p>	<p>本契約に係る契約書において、再委託等に関する事項として、禁止事項や承認手続きに加え、下表のとおり、不適切な再委託等の発生の未然防止に資するような条項を盛り込んでいる。</p> <p>表 契約書における再委託等に関する規定内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(再委託) 第20条 乙は、当該委託業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委託することはできない。 2 乙は、再委託する場合には、様式1により再委託に係る承認申請書を作成の上甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、<u>再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。</u> 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、<u>再委託者に対して、本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件及び必要に応じて甲が再委託者に対して調査等を行えることの条件を課する契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。</u></p> <p>(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。 2 甲とは支出負担行為担当官を、乙とは契約の相手方を表す。 3 下線は当省が付した。</p> </div>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は契約案件の名称を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。

表 2 - (4) - ア - ⑥ 再委託等の相手方、金額等を仕様書で指定している例

機関等名	環境省（東北地方環境事務所）											
契約案件名	猛禽類保護センター清掃等維持管理業務											
契約方式	競争性のない随意契約											
契約の相手方	その他											
契約日	平成 24 年 4 月 1 日											
契約金額（税込）	1,935,119 円											
応札者等数	－											
概要	<p>（説明）</p> <p>東北地方環境事務所では、平成 24 年度において、猛禽類保護センターの環境衛生の維持と施設の保全のため、清掃、除雪、雪囲い撤去、設置等の維持管理を行う業務の調達について、山形県、酒田市及び環境省を構成員として設立された協議会と随意契約を締結している。</p> <p>同所では、本件を随意契約とした理由について、本業務を同協議会と契約することが同協議会構成員の合意事項となっていることから、「地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの」に準ずるものと認められるためとしているが、本契約に係る仕様書をみると、下記のとおり、契約業務のうちの一部業務について、あらかじめ再委託等を行うこと、再委託等の相手方及び再委託等の金額を指定している状況であった。</p> <p>表 本契約において指定している再委託等の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>再委託等を行う業務の範囲</td> <td>雪囲い撤去及び設置業務</td> </tr> <tr> <td>再委託等の相手方</td> <td>民間事業者</td> </tr> <tr> <td>再委託等の金額</td> <td>399,000 円</td> </tr> <tr> <td>再委託等の必要性</td> <td>猛禽類保護センターは鳥海国定公園内にあり、冬場は約 2 m の積雪がある。センター施設の構造上窓ガラスも大きく、積雪も多いことから技術を持ったものに雪囲いを行ってもらう方が効率性が上がり、耐久性も確保できるため。</td> </tr> <tr> <td>再委託等の相手方の業務履行能力の審査結果</td> <td>以前業務をお願いしたとき適正に作業が行われ、かつ、丁寧で頑丈な仕上がりで良好と判断した。</td> </tr> </table> <p>（注）同所の資料に基づき、当省が作成した。</p> <p>同所では、「請負契約における再委任等の取扱いの運用について」（平成 23 年 7 月 25 日改正環境省大臣官房会計課事務連絡）の規定（下記参照）に基づき、上記の再委託等の必要性及び再委託等の相手方の履行能力を判断の上、再委託等の指定を行ったとしている。</p> <p>〔参考〕</p> <table border="1"> <tr> <td>「請負契約における再委任等の取扱いの運用について」（平成 23 年 7 月 25 日改正環境省大臣官房会計課事務連絡）（抜粋）</td> </tr> </table> <p>3. 再委任等の承諾に係る手続等</p> <p>① 請負契約の措置請求に当たり、当該業務の内容にやむを得ず再委</p>	再委託等を行う業務の範囲	雪囲い撤去及び設置業務	再委託等の相手方	民間事業者	再委託等の金額	399,000 円	再委託等の必要性	猛禽類保護センターは鳥海国定公園内にあり、冬場は約 2 m の積雪がある。センター施設の構造上窓ガラスも大きく、積雪も多いことから技術を持ったものに雪囲いを行ってもらう方が効率性が上がり、耐久性も確保できるため。	再委託等の相手方の業務履行能力の審査結果	以前業務をお願いしたとき適正に作業が行われ、かつ、丁寧で頑丈な仕上がりで良好と判断した。	「請負契約における再委任等の取扱いの運用について」（平成 23 年 7 月 25 日改正環境省大臣官房会計課事務連絡）（抜粋）
再委託等を行う業務の範囲	雪囲い撤去及び設置業務											
再委託等の相手方	民間事業者											
再委託等の金額	399,000 円											
再委託等の必要性	猛禽類保護センターは鳥海国定公園内にあり、冬場は約 2 m の積雪がある。センター施設の構造上窓ガラスも大きく、積雪も多いことから技術を持ったものに雪囲いを行ってもらう方が効率性が上がり、耐久性も確保できるため。											
再委託等の相手方の業務履行能力の審査結果	以前業務をお願いしたとき適正に作業が行われ、かつ、丁寧で頑丈な仕上がりで良好と判断した。											
「請負契約における再委任等の取扱いの運用について」（平成 23 年 7 月 25 日改正環境省大臣官房会計課事務連絡）（抜粋）												

任等を行わなければならないものがあって、再委任等の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委任等を行う業務の範囲、再委任等の必要性及び契約金額（以下「再委任等に関する内容」という。）が確定している場合には、再委任等を行う合理的理由、再委任等の相手方に再委任等される業務を履行する能力があるかなどを審査した上で、再委任等に関する内容を仕様書等に明記すること。

② （略）

- (注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。
2 下線は当省が付した。

しかし、雪囲いの撤去及び設置に係る業務について、仮に契約の相手方が再委託等を必要とする場合であっても、再委託等の相手方を特定の者に指定する必要性は乏しいものと考えられる。

再委託等を指定することは、契約の相手方による履行の自由への干渉となることから、特定の者に再委託等させる必要がないと考えられる業務についてあらかじめ再委託等を指定することは不適切なものと考えられる。

なお、同所では、鳥海山南麓に位置する猛禽類保護センターの常勤職員は2名のみであり、作業には高所作業を伴うほか、専門的な技術を有しなければならず、多量の積雪や屋根から落下する膨大な積雪量に耐え得るような強固な雪囲いを安全に設置し、撤去するためには再委託等を行うことはやむを得ないとしているが、今後は、再委託等の相手方を指定せずに、契約の相手方からの申請内容を審査し、承認することとするとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (4) - イ - ① 審査を経ず再委託等が行われているなどの例①

機関等名	農林水産省（林野庁）
契約案件名	平成 23 年度国際森林年推進事業（国際森林年国内委員会事務局業務）
契約方式	一般競争契約（総合評価落札方式）
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成 23 年 4 月 11 日
契約金額（税込）	199,993,500 円
応札者等数	2 者
概要	<p>（説明）</p> <p>林野庁では、契約締結後、下表の契約条項に基づき、契約の相手方から提出された 9 者に対する再委託等の申請について、審査を実施した上で承認している。</p> <p>表 契約書における再委託等に関する規定内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（再委託の制限及び承認手続）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 乙は、この委託事業達成のため、<u>委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。</u>ただし、再委託が出来る事業は、原則として委託費の限度額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が 50 パーセント以内の業務とする。</p> <p>3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、<u>再委託承認申請書（別紙様式第 2 号）を甲に提出しなければならない。</u></p> <p>4 乙は、前項の書面に記載した事項を<u>変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。</u></p> <p>5～8 （略）</p> </div> <p>（注） 1 同庁の資料に基づき、当省が作成した。 2 甲とは支出負担行為担当官を、乙とは契約の相手方を表す。 3 下線は当省が付した。</p> <p>しかし、以下のとおり、再委託等の承認後、再委託等の金額の変更等改めて申請手続が必要な事態が生じたものの、契約の相手方が変更承認申請を提出しなかったために、同庁において、適正な承認手続が行われていない状況がみられた。</p> <p>i) 契約の相手方は、契約締結後、追加的に発生した業務の実施に当たり、上記の 9 者とは異なる、新たな者に業務の一部を再委託等しているが、事前に当該再委託等に係る申請書を同庁に対して提出していない。</p> <p>ii) 契約当初、同庁が審査・承認した 9 者に対する再委託等のうち、6 者に対する再委託等について、その後、事業の実施状況が変化したことから、再委託等の金額に変更が生じているが、契約の相手方は、当該金額の変更に係る申請書を同庁に対して提出せず、承認を得ないまま 6 者と変更契約を締結している。</p> <p>なお、同庁では、検査を実施した際、承認を行った金額との不整合を発見したことから、契約の相手方に対し、指導を行うとともに、てん末書を提出させ、再委託等の内容が委託事業に必要であったかの審査を行っている。</p>

（注） 当省の調査結果による。

表2-(4)-イ-② 審査を経ず再委託等が行われているなどの例②

No.	案件名等	事例の概要等
1	①平成24年度電子複写機保守管理業務 ②国家公安委員会（警察庁 中国管区警察局） ③民間事業者 ④-	平成24年度に契約した、中国管区警察局機動通信課、同局広島高速道路管理官室早島分室及び分庁舎に設置された複写機に係る保守業務について、契約の相手方（保守代理店）から、自社では履行できない部分があるとして、メーカーの保守会社に対する再委託等が行われている。 しかし、同局では、再委託等の承認手続について十分に認識していなかったため、契約の相手方から承認申請書の提出を受けておらず、実際、承認のない状態のまま再委託等が行われている。
2	①カラーイメージスキャナ 11台の賃貸借等 ②財務省（東海財務局） ③民間事業者 ④-	平成24年度に契約した本業務のうち、カラーイメージスキャナの保守（修理、部品提供等）に係る業務については、契約の相手方において、他者への再委託等が必要なものとなっているが、東海財務局が契約の相手方から再委託等に係る承認申請書の提出を受けた日（平成24年10月22日）は、契約期間開始日（平成24年4月1日）の半年後となっている。 機器の機能障害はいつ何時生じるか不明であり、保守業務において再委託等を行う必要がある以上、速やかな保守作業を行うため、同局では契約締結に際して速やかに申請を受け、審査を実施する必要があるものと考えられる。
3	①平成23年度X線貨物検査装置（IXI型に係る機器）の保守業務 ②財務省（大阪税関） ③民間事業者 ④1者	平成23年度に契約した本業務の一部について、契約の相手方から再委託等が行われている。 しかし、当該再委託等について、契約の相手方から大阪税関に対する申請書の提出がなかったために、審査を経ず再委託等が行われている。 なお、同税関では、平成24年度において、これまで申請のないまま再委託等が行われていた状況を把握したため、同年度から申請書を提出するよう契約の相手方を指導している。
4	①平成23年度X線貨物検査装置（ラインスキャンシステム型に係る機器）の保守業務 ②財務省（大阪税関） ③民間事業者 ④1者	平成23年度に契約した本業務の一部について、契約の相手方から再委託等が行われている。 しかし、当該再委託等について、契約の相手方から大阪税関に対する申請書の提出がなかったために、審査を経ず再委託等が行われている。 なお、同税関では、平成24年度において、これまで申請のないまま再委託等が行われていた状況を把握したため、同年度から申請書を提出するよう契約の相手方を指導している。
5	①平成23年度X線貨物検査装置（RAPISCAN型に係る機器）の保守業務 ②財務省（大阪税関） ③民間事業者 ④1者	平成23年度に契約した本業務の一部について、契約の相手方から再委託等が行われている。 しかし、当該再委託等について、契約の相手方から大阪税関に対する申請書の提出がなかったために、審査を経ず再委託等が行われている。 なお、同税関では、平成24年度において、これまで申請のないまま再委託等が行われていた状況を把握したため、同年度から申請書を提出するよう契約の相手方を指導している。
6	①平成23年度X線貨物検査装置（XIS型に係る機	平成23年度に契約した本業務の一部について、契約の相手方から再委託等が行われている。

	<p>器)の保守業務</p> <p>②財務省(大阪税関)</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>しかし、当該再委託等について、契約の相手方から大阪税関に対する申請書の提出がなかったために、審査を経ず再委託等が行われている。</p> <p>なお、同税関では、平成24年度において、これまで申請のないまま再委託等が行われていた状況を把握したため、同年度から申請書を提出するよう契約の相手方を指導している。</p>
7	<p>①平成23年度X線貨物検査装置(HI-SCAN型に係る機器)の保守業務</p> <p>②財務省(大阪税関)</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>平成23年度に契約した本業務の一部について、契約の相手方から再委託等が行われている。</p> <p>しかし、当該再委託等について、契約の相手方から大阪税関に対する申請書の提出がなかったために、審査を経ず再委託等が行われている。</p> <p>なお、同税関では、平成24年度において、これまで申請のないまま再委託等が行われていた状況を把握したため、同年度から申請書を提出するよう契約の相手方を指導している。</p>
8	<p>①A社製複写機等保守(平成23年度)</p> <p>②厚生労働省(中国四国厚生局)</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>平成23年度に契約した本業務について、契約の相手方から業務の全部を一括した再委託等が行われている。</p> <p>しかし、当該再委託等について、契約の相手方から中国四国厚生局に対する申請書の提出がなかったために、審査を経ず再委託等が行われている。</p> <p>同局では、契約の相手方が全ての保守業務を行っているとの認識であったとしており、次年度の契約についてどのように実施するか改めて検討したいとしている。</p> <p>なお、本契約については、契約書等において再委託等に関する事項(業務の全部を一括した再委託等の禁止、再委託等の承認手続等)を明示していない状況がみられた。</p>
9	<p>①A社製複写機等保守(平成24年度)</p> <p>②厚生労働省(中国四国厚生局)</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>平成24年度に契約した本業務について、契約の相手方から業務の全部を一括した再委託等が行われている。</p> <p>しかし、当該再委託等について、契約の相手方から中国四国厚生局に対する申請書の提出がなかったために、審査を経ず再委託等が行われている。</p> <p>同局では、契約の相手方が全ての保守業務を行っているとの認識であったとしており、次年度の契約についてどのように実施するか改めて検討したいとしている。</p> <p>なお、本契約については、契約書等において再委託等に関する事項(業務の全部を一括した再委託等の禁止、再委託等の承認手続等)を明示していない状況がみられた。</p>
10	<p>①「くまもと福祉ワークフェア2012」に係る新聞広告及び会場設営等の業務委託</p> <p>②厚生労働省(熊本労働局)</p> <p>③民間事業者</p> <p>④1者</p>	<p>平成23年度に契約した本業務のうち、「当日配布印刷物の作成」に係る業務について、契約相手方から再委託が行われている。</p> <p>しかし、当該再委託等について、契約の相手方から熊本労働局に対する申請書の提出がなかったために、審査を経ず再委託等が行われている。</p> <p>なお、本契約については、契約書等において再委託等に関する事項(再委託等を行う場合、承認手続が必要である旨等)を明示していない状況がみられた。</p>
11	<p>①汚水処理施設保守管理業務(平成23年度)</p>	<p>平成23年度に契約した本業務のうち、汚染度測定(水質分析)に係る業務について、測定能力を有さないことを理由に契約の相手方から</p>

	<p>②農林水産省（動物医薬品検査所）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④3者</p>	<p>再委託等が行われている。</p> <p>しかし、当該再委託等について、契約の相手方から動物医薬品検査所に対する申請書の提出がなかったために、審査を経ず再委託等が行われている。</p> <p>同所では、本再委託等について、金額こそ少額と考えられるものの、再委託等の業務内容から、申請を不要とする軽微な再委託等（印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する事務的業務）には該当せず、書面による審査が必要であったとしている。</p> <p>なお、本契約については、契約書等において再委託等に関する事項（再委託等を行う場合、承認手続が必要である旨等）を明示していない状況がみられた。</p>
12	<p>①汚水処理施設保守管理業務（平成24年度）</p> <p>②農林水産省（動物医薬品検査所）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④4者</p>	<p>平成24年度に契約した本業務のうち、汚染度測定（水質分析）に係る業務について、測定能力を有さないことを理由に契約の相手方から再委託等が行われている。</p> <p>しかし、当該再委託等について、契約の相手方から動物医薬品検査所に対する申請書の提出がなかったために、審査を経ず再委託等が行われている。</p> <p>同所では、本再委託等について、金額こそ少額と考えられるものの、再委託等の業務内容から、申請を不要とする軽微な再委託等（印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する事務的業務）には該当せず、書面による審査が必要であったとしている。</p> <p>なお、本契約については、契約書等において再委託等に関する事項（再委託等を行う場合、承認手続が必要である旨等）を明示していない状況がみられた。</p>
13	<p>①平成23年度国際森林年推進事業（国際森林年以降に向けた体制整備業務）</p> <p>②農林水産省（林野庁）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④2者</p>	<p>平成23年度に契約した本業務の一部について、契約の相手方から5者に対して再委託等が行われている。</p> <p>しかし、当該5者に対する再委託等について、契約の相手方から林野庁に対する申請書の提出がなかったために、審査を経ず再委託等が行われている。</p> <p>なお、同庁では、事前に申請書の提出がなかったことについて、契約の相手方に対し、契約条項を遵守するように指導を行っている。</p>
14	<p>①平成23年度国際森林年推進事業（青少年を対象とした普及・啓発事業）</p> <p>②農林水産省（林野庁）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④12者</p>	<p>平成23年度に契約した本業務の一部について、契約の相手方から再委託等が行われている。</p> <p>しかし、当該再委託等について、契約の相手方から林野庁に対して申請書の提出があった日（平成23年9月12日）は、再委託等契約の締結日（平成23年8月23日）よりも後であり、審査を経ず再委託等が行われている。</p> <p>なお、同庁では、申請があった再委託等について事後的に審査を行い、事業実施に必要であるものであったことから承認を行ったが、再委託等契約の締結日が承認申請日より前であったことが判明したため、契約相手方に対し、契約条項を十分に確認するように文書で指導を行っている。</p>
15	<p>①淀川大堰他電気通信施設点検修理・監視業務</p> <p>②国土交通省（近畿地方整備局淀川河川事務所）</p>	<p>平成24年度に契約した本業務において、淀川河川事務所では、契約の相手方から、9者に対する再委託等を行うための申請書が提出されているにもかかわらず、書類整理の不備のため、1者に対する再委託等の申請についてしか審査を実施しておらず、他の8者に対する再委</p>

	③民間事業者 ④1者	託等の申請については審査を実施していない。このため、審査を経ず8者に対する再委託等が行われている。
16	①電気通信施設点検修理・監視業務 ②国土交通省（近畿地方整備局淀川河川事務所） ③民間事業者 ④1者	平成24年度に契約した本業務において、淀川河川事務所では、契約の相手方から、16者に対する再委託等を行うための申請書が提出されているにもかかわらず、書類整理の不備のため、当該申請についての審査を実施しておらず、実際に承認のない状態のまま16者に対する再委託等が行われている。
17	①語学演習システム保守 ②国土交通省（海上保安庁海上保安大学校） ③民間事業者 ④1者	<p>本業務では、本システムを構成する特定のソフトにおいて、ウイルス感染等による動作不良等が発生した場合、当該ソフト開発事業者の技術者による復旧を速やかに行うことが仕様書上定められている。</p> <p>しかし、当該ソフト開発事業者は契約の相手方とは異なるため、復旧業務を当該事業者を実施させるためには再委託等の承認審査が必要であるが、調査日時点（平成25年2月22日）において海上保安大学校では契約の相手方から申請書の提出を受けていない（契約日：24年4月1日）。</p> <p>動作不良等はいつ何時生じるか不明であり、復旧業務について再委託等を行う必要がある以上、速やかな復旧を行うため、同校では確実に申請書の提出を受け、審査を実施する必要があると考えられる。</p> <p>なお、同校では、費用負担の発生に伴うトラブル防止のため、申請書の提出を行うよう契約の相手方に対し、指導したいとしている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は契約案件の名称を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。

表 2 - (4) - イ - ③ 審査の質が十分に確保されていないと考えられる例①

機関等名	財務省（国税庁福岡国税局）									
契約案件名	確定申告期における LAN 配線工事	確定申告期における PC 設定業務								
契約方式	一般競争契約	一般競争契約								
契約の相手方	民間事業者	民間事業者								
契約日	平成 23 年 11 月 25 日	平成 23 年 11 月 25 日								
契約金額（税込）	8,148,000 円	4,604,250 円								
応札者等数	3 者	3 者								
概要	<p>（説明）</p> <p>福岡国税局では、財務省本省から示された「公共調達適正化に関する事務の取扱いについて」（平成 18 年 9 月 29 日付け会第 2410 号大臣官房会計課長。以下、本表において「通達」という。）に基づき、再委託等の承認に係る審査を実施している。</p> <p>通達においては、契約の相手方が再委託等を行おうとする場合、あらかじめ再委託等の相手方の名称又は称号、再委託等を行う業務の範囲、再委託等の金額等を記載した書面を提出することとされており、また、上記事項の記載が確実に行われるよう、承認申請書の様式を定めている。</p> <p>しかし、本契約（2 契約）において、同局では、仕様書上、再委託等を行う場合に申請書の提出が必要であること及び同申請書に記載すべき事項について下表のとおり示しているものの、その中に再委託等の金額は含めていないほか、通達によって定められた申請書様式を契約の相手方に対して示すこともしていない。</p> <p>実際に、本契約において契約の相手方から同局に対して提出された申請書に再委託等の金額に関する記載はなく、同局では、再委託等の金額について特段の把握を行わないまま申請を承認している。</p> <p>表 仕様書における再委託等に関する規定内容</p> <table border="1" data-bbox="434 1339 1426 1675"> <tr> <td>5 その他事項</td> </tr> <tr> <td>(12) 再委託</td> </tr> <tr> <td>再委託は原則禁止する。</td> </tr> <tr> <td>なお、やむを得ず再委託する場合には、（中略）<u>次の内容を適宜の様式で提出し、</u> 応札前に当局の承認を得ること。</td> </tr> <tr> <td>① 再委託先</td> </tr> <tr> <td>② 再委託業務内容</td> </tr> <tr> <td>③ 再委託の必要性</td> </tr> <tr> <td>④ 再委託先における個人情報保護体制</td> </tr> </table> <p>（注） 1 同局の資料に基づき、当省が作成した。 2 下線は当省が付した。</p> <p>なお、同局では、通達の内容についての認識が不足していたとして、今後は、契約の相手方に対して通達で定める様式により申請書を提出するよう要請するとともに、申請書作成時には再委託等の金額の記載が必要であることを仕様書上も明示するよう改め、また、関係部署において再委託等に係る事務手続に関する情報が共有されるよう連携を図ることとしたいとしている。</p>		5 その他事項	(12) 再委託	再委託は原則禁止する。	なお、やむを得ず再委託する場合には、（中略） <u>次の内容を適宜の様式で提出し、</u> 応札前に当局の承認を得ること。	① 再委託先	② 再委託業務内容	③ 再委託の必要性	④ 再委託先における個人情報保護体制
5 その他事項										
(12) 再委託										
再委託は原則禁止する。										
なお、やむを得ず再委託する場合には、（中略） <u>次の内容を適宜の様式で提出し、</u> 応札前に当局の承認を得ること。										
① 再委託先										
② 再委託業務内容										
③ 再委託の必要性										
④ 再委託先における個人情報保護体制										

（注） 当省の調査結果による。

表 2 - (4) - イ - ④ 審査の質が十分に確保されていないと考えられる例②

No.	案件名等	事例の概要等
1	①上野輪王寺宮墓地測量業務 ②宮内庁（長官官房主計課） ③民間事業者 ④ 2 者	<p>平成 23 年度に契約した本業務において、宮内庁本庁（長官官房主計課）では、「3 級基準点測量、4 級基準点測量、基準点設置、現地測量の外業と内業」に係る再委託等について、契約の相手方から提出された申請を承認している（再委託等比率（注）：50%）。</p> <p>（注）契約金額に占める再委託等の金額の割合をいう。以下同じ。</p> <p>一方で、本契約における業務内容は、仕様書上「3 級基準点測量、4 級基準点測量、基準点設置、現地測量」とされており、同庁では、本再委託等が、契約業務のうちの「主たる部分」の再委託等に該当するのではないかとの疑義が生じたため、契約の相手方に対してヒアリングを実施したとしている。</p> <p>しかし、当該契約の相手方とのヒアリングにおいて、同庁では、i）単に契約の相手方から本再委託等が各測量業務の補助を行うものであるとの説明を受けたのみであり、また、ii）契約の相手方に対して再委託等の業務内容や再委託等の相手方の履行能力等が分かる特段の資料の提出も求めていることから、本再委託等が業務の「主たる部分」の再委託等には当たらないと判断した具体的な根拠は乏しい状況となっている。</p>
2	①訪日 2,500 万人時代における出入国審査の在り方に係る調査・研究 ②法務省（大臣官房会計課） ③民間事業者 ④ 3 者	<p>平成 23 年度に契約した本業務において、契約の相手方では、契約業務の一部（バイオメトリクス活用に係る技術的検討等）について再委託等を必要とするとして、法務省本省（大臣官房会計課）に対して 2 件の承認申請書を提出している。</p> <p>しかし、当該申請書においては、いずれも再委託等の金額の上限のみ記載され、具体的な金額は不明であるにもかかわらず、同省ではこれを承認しており、また、具体的な金額を明らかにできない理由についても特段調査は行っていない。</p>
3	①平成 23 年度清掃業務委託 ②法務省（名古屋入国管理局） ③民間事業者 ④ 7 者	<p>平成 23 年度に契約した本業務において、契約の相手方では、契約業務の履行に当たって再委託等を必要とするとして、名古屋入国管理局に対して承認申請書を提出している。</p> <p>しかし、同局では、当該申請書において再委託等に要する金額の記載がなく、また、再委託等される業務が契約に係る業務の全部を一括した再委託等と考えられるにもかかわらず、これを承認している。</p> <p>実際に、契約の相手方は、新規に職員を募集し教育するよりも、業務に習熟している職員に引き続き清掃業務を行わせた方がスムーズに委託業務を行うことができるとして、前年度の業務実施事業者に対して再委託等を行っている。</p> <p>※ 平成 25 年度の本業務に係る契約においては、同局では、契約の相手方から提出された再委託等の申請書に再委託等の金額の記載がなかったため、記載を求めた上で審査を実施するとともに、再委託等の内容が不適切であることから不承認としている。</p>
4	①テロ組織及びテロリスト情報の収集・分析（平成 23 年度） ②外務省（大臣官房会計課） ③公益法人 ④ 1 者	<p>平成 23 年度に契約した本業務において、外務省本省（大臣官房会計課）では、「モニタリング・翻訳作業（テロ組織及びテロリストによる声明及び映像の収集並びに声明の翻訳作業）」に係る再委託等について、契約の相手方から提出された申請を承認している（再委託等比率：54.2%）。</p> <p>しかし、本再委託等の審査において、i）業務全体における再委託</p>

		等の業務の位置付け、ii) 再委託等比率が比較的高いことなどの要素を踏まえ、再委託等の妥当性等を判断した客観的かつ具体的な根拠は乏しい状況となっている。
5	①テロ組織及びテロリスト情報の収集・分析(平成24年度) ②外務省(大臣官房会計課) ③民間事業者 ④2者	平成24年度に契約した本業務において、外務省本省(大臣官房会計課)では、「テロ関連情報のWebモニタリング等」に係る再委託等について、契約の相手方から提出された申請を承認している(再委託等比率:53.9%)。 しかし、本再委託等の審査において、i) 業務全体における再委託等の業務の位置付け、ii) 再委託等比率が比較的高いことなどの要素を踏まえ、再委託等の妥当性等を判断した客観的かつ具体的な根拠は乏しい状況となっている。
6	①X線貨物検査装置の年間保守請負契約 ②財務省(東京税関) ③民間事業者 ④1者	平成23年度に契約した本業務において、契約の相手方では、契約業務のうち、「緊急時におけるX線貨物検査装置の定期点検及び随時保守」に係る業務について再委託等を必要とするとして、東京税関に対し、承認申請書を提出している。 しかし、同税関では、当該申請書において再委託等に要する金額の記載がなく、その把握が不十分であるにもかかわらず、これを承認している。 なお、同税関では、本契約を含め、契約の相手方が再委託等の金額を業務上の秘密を理由に明らかにしないケースが多く、対応に苦慮しているとし、今後も金額の開示を求め、再委託等の内容についてはこれまで同様、厳正に確認していくとしている。
7	①平成24年度X線貨物検査装置(IXI型に係る機器)の保守業務 ②財務省(大阪税関) ③民間事業者 ④1者	平成24年度に契約した本業務において、契約の相手方では、契約業務の履行に当たって再委託等を必要とするとして、大阪税関に対し、承認申請書を提出している。 しかし、同税関では、当該申請書において再委託等に要する金額の記載がなく、その把握が不十分であるにもかかわらず、これを承認している。 なお、同税関では、本契約を含め、契約の相手方が再委託等の金額を業務上の秘密を理由に明らかにしないケースが多く、対応に苦慮しているとし、今後も金額の開示を求め、再委託等の内容についてはこれまで同様、厳正に確認していくとしている。
8	①平成24年度X線貨物検査装置(ラインスキャンシステム型に係る機器)の保守業務 ②財務省(大阪税関) ③民間事業者 ④1者	平成24年度に契約した本業務において、契約の相手方では、契約業務の履行に当たって再委託等を必要とするとして、大阪税関に対し、承認申請書を提出している。 しかし、同税関では、当該申請書において再委託等に要する金額の記載がなく、その把握が不十分であるにもかかわらず、これを承認している。 なお、同税関では、本契約を含め、契約の相手方が再委託等の金額を業務上の秘密を理由に明らかにしないケースが多く、対応に苦慮しているとし、今後も金額の開示を求め、再委託等の内容についてはこれまで同様、厳正に確認していくとしている。
9	①平成24年度X線貨物検査装置(RAPISCAN型に係る機器)の保守業務	平成24年度に契約した本業務において、契約の相手方では、契約業務の履行に当たって再委託等を必要とするとして、大阪税関に対し、承認申請書を提出している。 しかし、同税関では、当該申請書において再委託等に要する金額の

	<p>②財務省（大阪税関） ③民間事業者 ④1者</p>	<p>記載がなく、その把握が不十分であるにもかかわらず、これを承認している。</p> <p>なお、同税関では、本契約を含め、契約の相手方が再委託等の金額を業務上の秘密を理由に明らかにしないケースが多く、対応に苦慮していると、今後も金額の開示を求め、再委託等の内容についてはこれまで同様、厳正に確認していくとしている。</p>
10	<p>①平成24年度X線貨物検査装置（XIS型に係る機器）の保守業務 ②財務省（大阪税関） ③民間事業者 ④1者</p>	<p>平成24年度に契約した本業務において、契約の相手方では、契約業務の履行に当たって再委託等を必要とするとして、大阪税関に対し、承認申請書を提出している。</p> <p>しかし、同税関では、当該申請書において再委託等に要する金額の記載がなく、その把握が不十分であるにもかかわらず、これを承認している。</p> <p>なお、同税関では、本契約を含め、契約の相手方が再委託等の金額を業務上の秘密を理由に明らかにしないケースが多く、対応に苦慮していると、今後も金額の開示を求め、再委託等の内容についてはこれまで同様、厳正に確認していくとしている。</p>
11	<p>①平成24年度X線貨物検査装置（HI-SCAN型に係る機器）の保守業務 ②財務省（大阪税関） ③民間事業者 ④1者</p>	<p>平成24年度に契約した本業務において、契約の相手方では、契約業務の履行に当たって再委託等を必要とするとして、大阪税関に対し、承認申請書を提出している。</p> <p>しかし、同税関では、当該申請書において再委託等に要する金額の記載がなく、その把握が不十分であるにもかかわらず、これを承認している。</p> <p>なお、同税関では、本契約を含め、契約の相手方が再委託等の金額を業務上の秘密を理由に明らかにしないケースが多く、対応に苦慮していると、今後も金額の開示を求め、再委託等の内容についてはこれまで同様、厳正に確認していくとしている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は契約案件の名称を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。

表 2 - (4) - イ - ⑤ 審査の質を確保するため、再委託等に関する事務手続等に工夫を加えている例

No.	機関等名	事例の概要等	
1	総務省（人事・恩給局）	<p>「恩給年額のお知らせの発送等業務」において、「運送業務を除き、本契約の業務を第三者に委託することはできない」との契約条項を置き、唯一再委託することのできる業務を具体的に指定することにより、再委託してはならない業務を明確化している。</p>	
2	法務省（大臣官房会計課）	<p>「再委託の適正化を図るための事務の取扱いについて」（平成 22 年 3 月 31 日付け会第 728 号大臣官房会計課監査室長事務連絡）において、「委託契約金額に対する再委託予定金額の割合は、原則 2 分の 1 未満とする」とし、2 分の 1 を超える場合、当該理由を書面にして提出させた上で慎重に承認の判断を行うことを求めている。</p>	
3	厚生労働省（大臣官房会計課）	<p>「再委託の適正化を図るための措置について（通知）」（平成 21 年 4 月 15 日付け会発第 0415006 号大臣官房会計課長通知）において、再委託について、「本来受託業者自ら行うべき業務の一部を効率性、合理性等の観点から例外的に外部発注するもの」と明記した上で、その取扱いについて、契約に係る業務の全部を一括した再委託を禁止するとともに、「委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない」と定めている。</p> <p>また、同通知では、「委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則 2 分の 1 未満とする」と定め、2 分の 1 を超える場合は、i) 各部局に設置した公共調達審査会において重点的に審査するため全件審議するとともに、ii) 公共調達中央監視委員会等の第三者機関においても審議するとしている。</p>	
4	農林水産省（大臣官房経理課）	<p>「公共調達の適正化について」の運用方針等について」（平成 18 年 9 月 6 日付け 18 経第 886 号大臣官房経理課長通知）において、再委託の適正化を図るための措置として、i) 再委託してはならない業務を一義的に「総合的な企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等の業務」とするとともに、ii) 原則再委託が可能な金額の上限について、委託費の 50% を限度額としている。</p>	
5	経済産業省（大臣官房会計課）	<p>18 年 8 月財務大臣通知に基づく再委託の適正化を図るための措置として、履行体制の把握の観点から、契約締結時に契約の相手方から次の事項を記載した履行体制図を作成・提出させることとしている（軽微な再委託を除く。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 各事業参加者の事業者名及び住所 ② 契約金額 ③ 各事業参加者の行う業務の範囲 ④ 業務の分担関係を示すもの <p>また、以下のとおり、契約条項において上記履行体制図に従って業務を実施することを求め、契約後に履行体制に変更が生じた場合は、履行体制図変更届出書を速やかに提出することを求めている。</p> <p>表 契約書における履行体制に関する規定内容</p> <table border="1" data-bbox="480 1980 1458 2089"> <tr> <td data-bbox="480 1980 1458 2089"> <p>(履行体制) 第 8 条 乙は、別紙 2 の履行体制図に従って委託業務を実施しなければならない。</p> </td> </tr> </table>	<p>(履行体制) 第 8 条 乙は、別紙 2 の履行体制図に従って委託業務を実施しなければならない。</p>
<p>(履行体制) 第 8 条 乙は、別紙 2 の履行体制図に従って委託業務を実施しなければならない。</p>			

		<p>2 乙は、別紙2の履行体制図に変更が生じる場合には、速やかに様式第4により作成した履行体制図変更届出書を甲に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 甲は、前項の場合において、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。</p> <p>(注) 1 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。 2 甲とは支出負担行為担当官を、乙とは契約の相手方を表す。 3 下線は当省が付した。</p>
6	国土交通省（大臣官房会計課）	<p>「防災情報の効果的活用方策に関する調査検討業務」において、仕様書上、再委託してはならない「業務の主たる部分」を、「災害対応現場において、各防災情報システム等を効果的に活用するための検討」、「報告書原稿作成」等の業務であると具体的に明示している。</p>
7	環境省（大臣官房会計課）	<p>「請負契約における再委任等の取扱いの運用について」（平成23年7月25日改正大臣官房会計課事務連絡）において、i)「請負業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委任してはならない」と審査に当たって留意すべき事項を明示するとともに、ii)「外注費は、原則として直接費（人件費及び業務費）と間接費（一般管理費）の合計額の2分の1未満の額にとどめる」と、再委託が可能な金額の上限を設定している。</p>

(注) 当省の調査結果による。